

## 第二百一回国会 国土交通委員会議録 第四号

号

(一一六)

令和二年三月二十四日(火曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 土井 亨君	理事 小里 泰弘君	理事 工藤 彰三君	理事 小宮山泰子君	理事 岡本 三成君	理事 秋本 真利君	大塚 高司君	鬼木 誠君	神谷 留君	小林 茂樹君	佐々木 紀君	田中 英之君	土屋 品子君	鳩山 二郎君	三谷 英弘君	築 和生君	岡本あき子君	高田 一君	馬淵 澄夫君	道下 大樹君	谷川 荒井	西岡 秀子君	古川 元久君	谷田川 元君	北側 一雄君	井上 英孝君
理事 小里 泰弘君	理事 金子 恭之君	理事 根本 幸典君	理事 福田 昭夫君	理事 小田原 潔君	大西 英男君	門 博文君	神山 佐市君	古賀 嘉徳君	田所 古賀	中村 裕之君	堀井 学君	宮内 秀樹君	宮内 とむ君	築 和生君	岡本あき子君	高田 一君	馬淵 澄夫君	道下 大樹君	谷川 荒井	西岡 秀子君	古川 元久君	谷田川 元君	北側 一雄君	井上 英孝君	
理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	同日 神山 佐市君																					
理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	同日 神山 佐市君																					
理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	理事 伊藤 俊輔君	同日 神山 佐市君																					

委員の異動  
三月二十四日  
辞任  
補欠選任

同日

辞任

補欠選任

補欠選

○土井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○土井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本審査のため、参考人の出席を求める意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る三十一日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

#### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「推進するための措置」の下に、「移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るために措置を加える。」

第二条第二十二号中「及び交通安全特定事業」を「交通安全部定事業及び教育啓発特定事業」に改め、同条に次の一号を加える。

二十九 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者(第三十六条の二において「市町村等」という。)が実施する次に掲げる事業を「移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事

#### 業

□ 移動等円滑化の促進に関する住民その他関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(イに掲げる事業を除く。)

第三条第二項第三号二中「ハ」を「二」に改め、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。  
二 移動等円滑化の促進に関する住民その他関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項

第三条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

第二十四条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 移動等円滑化の促進に関する住民その他関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

第三十六条第一項中「(国)を若しくは第三十一条に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

四 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第二十九号イに掲げる事業について定めた場合にあつては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校に送付しなければならない。

五 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

第三十八条第一項中「(国)を若しくは第三十一条の二第一項の教育啓発特定事業(いずれも国)に改め、同条第二項中「公共交通特定事業」の下に又は教育啓発特定事業」を加える。

第五十二条の二を第五十二条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(情報提供の確保)  
第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

第二条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを「一号ずつ繰り下げ、同条第四号口中「第二十三号ハ」を「第二十六号ハ」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条

第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合の用に供するものをいう。

第二条中第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

(情報提供の確保)  
第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行ふに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他の計画(以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であつて、主としてこれらの者の利用のため設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用

げる事項を定めるものとする。

#### 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間

##### 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第二十九号イに掲げる事業について定めようとする場合にあつては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)の意見を聽かなければならぬ。

第五十四条第一項及び第二項中「及び総務大臣」を「総務大臣及び文部科学大臣」に改め

第三条第二項中「(国)を若しくは第三十一条に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「推進するための措置」の下に、「移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るために措置を加える。」

第二条中「(国)を若しくは第三十一条に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三 移動等円滑化の促進に関する住民その他

関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

第三十六条第一項中「(国)を若しくは第三十一条の二第一項の教育啓発特定事業(いずれも国)に改め、同条第二項中「公共交通特定事業」の下に又は教育啓発特定事業」を加える。

第五十二条の二を第五十二条の四とし、同条の前に次の二号を加える。

(情報提供の確保)  
第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行ふに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他の計画(以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。

第五十二条第二項中「情報提供の確保並びに」を削り、同条を第五十二条の二とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

#### 第五十二条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することを助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第二条 第二項中「(国)を若しくは第三十一条に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者(第二条第二十九号イに掲げる事業について定めようとする場合にあつては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校)の意見を聽かなければならぬ。

第五十四条第一項及び第二項中「及び総務大臣」を「総務大臣及び文部科学大臣」に改め

第三条第二項中「(国)を若しくは第三十一条に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「推進するための措置」の下に、「移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るために措置を加える。」

第二条中「(国)を若しくは第三十一条に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三 移動等円滑化の促進に関する住民その他

関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項

第三十六条第一項中「(国)を若しくは第三十一条の二第一項の教育啓発特定事業(いずれも国)に改め、同条第二項中「公共交通特定事業」の下に又は教育啓発特定事業」を加える。

第五十二条の二を第五十二条の四とし、同条の前に次の二号を加える。

(情報提供の確保)  
第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行ふに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他の計画(以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。



の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両停留施設を新設旅客特定車両停留施設以外の旅客特定車両停留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。

## (政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(身体障害者補助犬法の一部改正)

第五条 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)の一部を次のよう改正する。

第八条中「第二条第四号」を「第二条第五号」とし、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

## 理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の類型として教育啓発特定事業を追加する等、国民の理解の増進及び協力の確保を図るために制度を整備するとともに、公共交通事業者等に対して役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。